

P T A 等共済法だより

第59号
2017/12/28発行
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
(編集：吉谷 正)

■立入検査に同行させていただいて

今年度も既に4自治体からの要請によって5共済団体への立入検査に同行させていただきました。今回は、共済団体が是正又は改善した方がよいと思われる点について、いくつか紹介いたします。今後の事業の参考にしていただければと思います。

■是正すべき点

◎規則第39条に列挙されている定款変更や役員の就任退任の届出等が提出されていない。◎共済規程(共済約款)では、請求完了日から〇日以内に共済金を支払うこととなっているが守られていない。又は、共済規程そのものを理解しておらず、守られていない。なかには審査完了日と勘違いしているケースもあった。◎年度末までの共済契約申し込みは完了しているものの、共済掛金の支払いが間に合わず契約失効となっているものや、支払いが遅れ4月1日から補償できないケースがあった。

■改善した方がよいと思われる点

◎決算書上の勘定科目は、準備金積立資産、普通支払備金繰入額、異常危険準備金繰入額等のように法律上の名称を付した方がよい。◎個人情報管理に関する方針や規程を定め、個人情報取得に関する利用目的等の文言を個人情報を取得する各種様式に入れておいた方がよい。◎共済規程が規則第6条やモデル共済規程のような形式になっていない。◎共済規程と重複するような細則や内規を定めているケースがあるが、必要性を検討の上、重複のないようにした方がよい。◎認可前の見舞金給付事業をしている場合、決算書上区別がつくように勘定科目を変える等した方がよい。

■その他 ◎立入検査にあわせて、共済団体と自治体との合同の研修会を実施させていただいているケースもあります。共済法や共済規程のポイント解説の他、個人情報の取扱いや共済事業の全国的な状況、立入検査を踏まえての諸課題について他団体の取組事例等を紹介しております。また業務及び財務について具体的な数字に基づき分析を行い、客観的な状況をお知らせしています。



上：
茨城県での立入検査の様子



下：
岩手県での立入検査の様子



◎可能な限り理事や監事の同席をお願いしております。共済事業への各取組について先導役となってほしいと願っております。

■共済法と関連する法律やその主な規定 (第9回 刑法・非訟事件訴訟法/全12回)

P T A・青少年教育団体共済法第26条から第28条は、罰則の規定です。50万円以下の罰金、20万円以下の過料との記載があります。「罰金」と「過料」はどのように違うのか、その意味等について紹介します。「罰金」と「過料」の違いは、それが刑罰にあたるか否かになります。刑罰には、科料・拘留・罰金・禁錮・懲役・死刑のように種類があり、そのうち原則1万円以上の財産刑を「罰金」といいます。つまり「罰金」は、刑罰のひとつであり、刑事事件訴訟法の手続きに従い起訴され、いわゆる「前科」として記録に残ることになります。「過料」(刑罰の「科料」と区別するため、「あやまちりょう」と呼ぶこともあります。)は、金銭を納付させる「秩序罰」であり、行政処分のひとつとして国や自治体が課すものです。非訟事件手続法によって処理され、刑事裁判とは異なる形式で課され、起訴もなく、「前科」になりません。第27条は、行為者と法人両方を罰するいわゆる「両罰規定」です。虚偽の報告や重要な報告をしない等の場合は法第26条の罰金、必要な届出をしなかったり規制に違反する場合は法第28条の過料となります。

刑法(明治40年4月24日法律第45号)(抜粋)

第二章 刑

(刑の種類) 第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

非訟事件手続法(平成23年5月25日法律第51号)(抜粋)

第五編 過料事件

(管轄裁判所) 第一百九条 過料事件(過料についての裁判の手續に係る非訟事件をいう。)は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、当事者(過料の裁判がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下この編において同じ。)の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

■おしらせ

- ・平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- ・立入検査に際して支援が必要な場合は、お早めに連絡いただければと思います。
- ・決算時の経理処理等の御相談はお早めにお問い合わせいたします。



認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。
「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：1月31日>

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般財団法人横浜市安全教育振興会(共済事業開始：平成25年4月)

安全普及啓発活動として「防災安全教室」(1回30名上限で年5回)と「救命救急講習」(1回16名定員で年7回)、「健康と安全 ポスター展」(年一回で12月開催)を行っています。「教室」と「講習」が保護者対象、「ポスター展」が児童・生徒対象です。例年、保護者の参加が両方で約260名、児童・生徒のポスター応募数は約400点です。保護者の参加をもっと増やしたいのですが、会場や資材などの制約があり難しいところです。一校からの参加者数を制限したり、一度参加した学校以外からの参加を優先したりするなど、できるだけ参加者に広がりが出るよう工夫しています。

「ポスター展」については、優秀作品を広報誌に掲載してきましたが、広報誌は保護者向けのため肝心の子どもたちがポスターを目にすることはまずありませんでした。今年度から作品をカレンダーにして各学校に配布します。子どもたちの健康と安全への意識の高まりを期待すると共に、ポスターの応募数が増えることを期待しています。(事務局長 山元泰弘)



左から中村副理事長 横田理事長、遠藤副理事。山元事務局長 豊田常務理事

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会(共済事業開始：平成25年4月)

会の運営について 平成25年度より移行法人からの一般財団法人として共済事業を行っています。岐阜県高等学校安全振興会では、県内高等学校を中心に多くの加入者に参加をいただき昭和60年11月に発足して以来安定的に運営がなされています。これもひとえに多くの加入者の理解と各学校の担当者のご協力によるものと感謝しております。わずかに570円の掛金で大きな補償が得られるということは、保険業というのはなんと儲かるものかとおつくづく感心させられます。しかしこれも保険業としてやらなければならない加入の勧誘と災害の審査が不要であることが人件費等の諸経費を極端に少なくできる理由であると結論付けることができます。ほっておいても加入者が確保できて、災害の審査がなければよいのですが、近年前者の課題が忍び寄ってきているとの報告がいくつかの団体から寄せられています。

岐阜県の状況を紹介します。岐阜県の高等学校長協会は県・公・私立のすべての高等学校・特別支援学校104校で構成されており、高P連の加入は任意ですが私立の2校を除く102校が加入し、安全振興会は99%(103/104校)が加入しています。また私立高校に併設される小・中学校も含めて、生徒減少期ありながら通信制高校の加入も相次ぎむしる加入者が増加しているの現状です。人口減少が止まらないのは現実で、いずれ立ち行かなるのも明らかですが数年の間は健全な運営ができるようしておきたいと努めております。(事務局次長 水谷英彦)

PTA等共済室

- 12月 6日(水) 埼玉県PTA安全互助会共済等説明会・川越(吉谷)
- 12月 7日(木)～8日(金) 福岡県学校安全振興会研修会等(吉谷)
- 12月11日(月)～12日(火) 鹿児島県教育安全振興会研修会(吉谷)
- 12月14日(木) 神奈川県立高等学校安全振興会研修会(吉谷)
- 12月18日(月)～19日(火) 沖縄県教育委員会立入検査支援・研修会(吉谷)
- 12月20日(水)～21日(木) 岩手県教育委員会立入検査支援・研修会(吉谷)



鹿児島県教育安全振興会研修会

■ 平成29年度第2回PTA等共済法研修会の開催について

PTA・青少年教育団体共済法研修会の開催について(通知)(平成29年12月27日事務連絡)でお知らせしたとおり、標記研修会を自治体向けを平成30年2月1日(木)に、団体向けを平成30年2月2日(金)に開催いたします。

自治体向け研修は、実施した立入検査の事例の発表や決算報告書(財務諸表等)の見方等を、団体向け研修は、保険や共済の基礎知識、個人情報管理、共済事業の抱える諸課題について、リスクマネジメントの手法を用いて解決する方法を実践していきたいと思っております。内容等の御要望も受け付けております。団体向け研修については、毎回60人前後の参加を頂いていることを踏まえ、今回は広い会議室を確保しています。

申込の締め切りは、平成30年1月17日(水)となっています。皆様の参加をお待ちしております。

自治体向け研修会 平成30年2月1日(木)

団体向け研修会 平成30年2月2日(金)

■ 編集後記

新年あけましておめでとうございます。「一年の計は元旦にあり」のとおり毎年元旦には今年目標を考えています。今年は喫緊の課題として「健康」と思っています。追突事故の後遺症も残り、今までできていたことができなくなっていく寂しさと情けなさがつるなか、昨年12/2に狭心症の手術も受け、たくさんの薬を飲み続け、土曜日は心臓リハビリ、心電図をつけながら、おじいちゃんおばあちゃんとともに運動療法、食事療法、10kg痩せるようにと言われ、忘年会から年末年始もすべてノンアルコールで過ごし、完全に医者の管理下に置かれて過ごしています。かなり前から時々胸がきゅ～つとなる自覚症状はあったものの、5～10分すれば治っていたため放置していました。今回は、定期健康診断の再検査指示がきっかけでこうなりましたが、ひとつ間違えば心筋梗塞や心不全で倒れていたかもしれないと思うと、かえって良かったと思っています。健康第一になるためには、クリアしなければならない重要な課題があります。(笑)

(PTA等共済室:今年も書初めの吉谷)

健康